

香川県営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第59号

香川県営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県営住宅条例施行規則(昭和39年香川県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例第6条第1項に規定する規則で定める者) 第3条の2 略 (1)～(4) 略 (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者 (6)～(8) 略	(条例第6条第1項に規定する規則で定める者) 第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(4) 略 (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者 (6)～(8) 略

(訓練手当支給規則の一部改正)

第2条 訓練手当支給規則(昭和41年香川県規則第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給対象者) 第3条 略	(支給対象者) 第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。)の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2

<p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの</p> <p>(11)～(15) 略</p> <p>2 略</p>	<p>項の認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの</p> <p>(11)～(15) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第3条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和63年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用の徴収等）</p> <p>第11条 知事は、法第31条の規定に基づき、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者（以下「措置入院者等」という。）又は措置入院者等と生計を同じくする扶養義務者（以下これらの者を「支払義務者」という。）から入院に要する費用として別表に定める額（以下「費用徴収額」という。）を徴収する。ただし、支払義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者である場合は、徴収しない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（費用の徴収等）</p> <p>第11条 知事は、法第31条の規定に基づき、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者（以下「措置入院者等」という。）又は措置入院者等と生計を同じくする扶養義務者（以下これらの者を「支払義務者」という。）から入院に要する費用として別表に定める額（以下「費用徴収額」という。）を徴収する。ただし、支払義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者である場合は、徴収しない。</p> <p>2・3 略</p>

（生活保護法施行細則の一部改正）

第4条 生活保護法施行細則（平成2年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第54号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関指定（指定更新）申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊦
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

生活保護法第49条の規定による生活保護法指定医療機関の指定（生活保護法第49条の3第1項の規定による生活保護法指定医療機関の指定の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 別紙「誓約書」を添付してください。
- 3 医師又は歯科医師が申請する場合には、免許証の写しを添付してください。
- 4 貴機関等が指定又は指定更新された場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条又は第49条の3第1項の規定により、指定医療機関として指定又は指定更新されたこととなります。

(裏)

略
別紙 略

第55号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定介護機関指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊦
(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

生活保護法第54条の2第1項の規定による生活保護法指定介護機関の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

略

(裏)

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 別紙「誓約書」を添付してください。
- 3 貴機関等が指定された場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関として指定されたこととなります。

略
別紙 略

第54号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関指定（指定更新）申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊦
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

生活保護法第49条の規定による生活保護法指定医療機関の指定（生活保護法第49条の3第1項の規定による生活保護法指定医療機関の指定の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 別紙「誓約書」を添付してください。
- 3 医師又は歯科医師が申請する場合には、免許証の写しを添付してください。
- 4 貴機関等が指定又は指定更新された場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条又は第49条の3第1項の規定により、指定医療機関として指定又は指定更新されたこととなります。

(裏)

略
別紙 略

第55号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定介護機関指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊦
(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

生活保護法第54条の2第1項の規定による生活保護法指定介護機関の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

略

(裏)

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 別紙「誓約書」を添付してください。
- 3 貴機関等が指定された場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関として指定されたこととなります。

略
別紙 略

第55号様式の2 (第23条関係)

(表)

生活保護法指定助産機関 (施術機関) 指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名

㊟

生活保護法第55条第1項の規定による生活保護法指定助産機関 (施術機関) の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 別紙「誓約書」を添付してください。
- 3 免許証の写しを添付してください。
- 4 この申請書は、業務の種類ごとに提出してください。
- 5 貴機関等が指定された場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定により、指定助産機関又は指定施術機関として指定されたこととなります。

(裏)

略

別紙 略

第56号様式 (第23条関係)

(表)

生活保護法指定医療機関 (介護機関・助産機関・施術機関) 変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

㊟

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

生活保護法指定医療機関 (介護機関・助産機関・施術機関) について変更したので、生活保護法第50条の2 (同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。) の規定により届け出ます。

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の名称 (氏名) 又は所在地 (住所) に変更があったとき、所要事項を記載して提出してください。
- 3 この届出書により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2 (同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。) の規定による変更の届出をしたこととなります。

(裏)

略

第55号様式の2 (第23条関係)

生活保護法指定助産機関 (施術機関) 指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名

㊟

生活保護法第55条第1項の規定による生活保護法指定助産機関 (施術機関) の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 別紙「誓約書」を添付してください。
- 3 免許証の写しを添付してください。
- 4 この申請書は、業務の種類ごとに提出してください。
- 5 貴機関等が指定された場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定により、指定助産機関又は指定施術機関として指定されたこととなります。

(裏)

略

別紙 略

第56号様式 (第23条関係)

(表)

生活保護法指定医療機関 (介護機関・助産機関・施術機関) 変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

㊟

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

生活保護法指定医療機関 (介護機関・助産機関・施術機関) について変更したので、生活保護法第50条の2 (同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。) の規定により届け出ます。

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の名称 (氏名) 又は所在地 (住所) に変更があったとき、所要事項を記載して提出してください。
- 3 この届出書により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2 (同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。) の規定による変更の届出をしたこととなります。

(裏)

略

第57号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）休止（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり休止（廃止）したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等が休止し、又は廃止した場合に速やかに提出してください。
- 3 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。
- 4 この届出書の提出により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による休止又は廃止の届出をしたこととなります。

(裏)

略

第58号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）再開届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり再開したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の再開後速やかに提出してください。
- 3 この届出書により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による再開の届出をしたこととなります。

(裏)

略

第57号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）休止（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり休止（廃止）したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等が休止し、又は廃止した場合に速やかに提出してください。
- 3 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。
- 4 この届出書の提出により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による休止又は廃止の届出をしたこととなります。

(裏)

略

第58号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）再開届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり再開したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

略

(注意)

- 1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の再開後速やかに提出してください。
- 3 この届出書により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による再開の届出をしたこととなります。

(裏)

略

第60号様式（第23条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）指定辞退届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

生活保護法第51条第1項（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）の指定について辞退したいので、届け出ます。

略

（注意）

- この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- この書類は、指定を辞退しようとする日から起算して30日前までに提出してください。
- この届出書の提出により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定辞退の届出をしたこととなります。

（裏）

略

第60号様式（第23条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）指定辞退届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

生活保護法第51条第1項（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）の指定について辞退したいので、届け出ます。

略

（注意）

- この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- この書類は、指定を辞退しようとする日から起算して30日前までに提出してください。
- この届出書の提出により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定辞退の届出をしたこととなります。

（裏）

略

（香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正）

第5条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～20 略		1～20 略	
20の2 特例条例別表第2の20の2の項の規則で定める書類	生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（(1)から(4)までについては、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例による場合を</u> 含	20の2 特例条例別表第2の20の2の項の規則で定める書類	生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（(1)から(4)までについては、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例による場合を</u> 含む。）

	む。) (1)～(5) 略		(1)～(5) 略
21～36 略		21～36 略	

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。